

令和4年5月31日までに 犬・猫にマイクロチップを装着済で Fam・JKC・AIPOなどに登録済の 飼い主のみなさまへ



東京都獣医師会

令和4年6月1日以降、犬や猫にマイクロチップを新たに装着した場合は、国のデータベースに登録することが義務になりました。

令和4年5月31日までに、犬や猫にマイクロチップを装着済で、Fam・JKC・AIPOなどに登録を済ませている場合は、国のデータベースに登録することが努力義務になりました。

令和4年5月31日までにFam・JKC・AIPOなどに登録済で、国のデータベースに登録することを希望する方で、

**紙での登録手続きを希望される方は
新規登録手続きが必要です。**

インターネットが利用できない方は、
振込用紙（手数料1,000円）付きの申請書を
☎ 03-6758-6170に電話してお取り寄せください。

- 新規登録には「**マイクロチップ識別番号証明書**」が必要です。
かかりつけの動物病院に
マイクロチップ識別番号証明書発行を依頼し、
登録申請書に添えて提出してください。



- マイクロチップに関する一般的な問い合わせは…
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度の専用コールセンター
電話番号：03-6384-5320（受付時間：8時00分～20時00分 ※土日祝日可）

■動物病院■

しばさき動物病院